質の担保

論点①－2　配置基準の弾力化

対応案

■ サービスの質の確保や職員の負担に配慮しつつ、サービスの維持・確保を図るための、サービス事業所間の連携やICT機器の活用等を前提とした管理者・専門職の配置基準の弾力的な対応を行うにあたり、特定地域サービスの実施に関し、以下のとおりとしてはどうか。

・福祉人材確保に係る取組、かつ、生産性向上に係る取組を行っていることを実施の要件とすること

・緩和の内容に応じて、ICT機器の活用、サービス・事業所間での連携（社会福祉連携推進法人への加入・介護事業者の連携強化に係る協定の締結）等、サービスの質の確保や職員の負担への配慮のための措置を講じていることを求めること

・特定地域サービスを実施する場合、事業者、利用者、ケアマネジャー、市町村の職員等が参画し、配置基準の弾力化に伴う職員負担が過大となっていないか、サービスの質や安全性に影響が生じていないか等について確認を行う「特定地域運営推進会議」を定期的に開催する（概ね６月に１回以上。施設サービスにあっては概ね２月に１回以上。）ことを求めること

・制度導入による利用者・従業者等への影響について、国や自治体が事後的に検証を行い、評価を行うこと

（注）こうした評価等を行う自治体や専門職の負担等も踏まえた制度設計にする必要がある。

■ 施設における特定地域サービスの報酬に係る国が定める基準について、このようにサービスの質の確保等を前提とすることから、配置基準の弾力化に伴い低い水準を定めることとはせず、指定サービスと同様としてはどうか。

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1-2「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築（改正法に基づく新たなサービスの枠組み）」 p.55 より抜粋

質の担保

論点①－2　配置基準の弾力化

論点①－２

■ 中山間・人口減少地域について、人材確保や今後のサービス継続が極めて厳しく、現行の基準のままではサービスを継続することが困難となる可能性があるところ、サービスの質の確保等のための仕組みを前提として、利用者の処遇が適切に行われ、かつ、職員の業務負担の観点から支障がない場合に限った配置基準の弾力化等の対応が求められている。

■ 具体的には、論点①－１のような配置基準の弾力化を行うに当たっては、サービスの質の確保及び職員の負担への配慮の観点から、自治体による運営指導のほか、運営推進会議や外部評価といった公正・客観的にサービスの質を確認できる取組や、従業者等が参加する委員会の実施を要件とすること、市町村・ケアマネジャーといった専門職等による定期的なモニタリング・アセスメントや見直しを要件とすることが必要であるところ、そうした方策について、どのように考えるか。

■ 特定地域サービスの報酬について、国が定める額を基準として、市町村が定めることとされている。施設系サービスにおいては、従来から包括報酬であることに加え、このようにサービスの質の確保等を前提とすることを踏まえ、その報酬についてどのように考えるか。

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1-2「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築（改正法に基づく新たなサービスの枠組み）」 p.54 より抜粋

質の担保

社会福祉連携推進法人制度の概要

○ 社会福祉連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設し、令和４年４月に施行。
○ ２以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進。
⇒ 社会福祉連携推進法人の設立により、同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能となる。

社会福祉連携推進法人（一般社団法人を認定）

理事会
（理事６名以上・監事２名以上）
※ 代表理事１名を選出
※ 理事及び監事の要件は、社会福祉法人と同水準

法人の業務を執行

社員総会
（法人運営に係る重要事項の議決機関）
※ 原則１社員１議決権
※ 議決権の過半数は、社会福祉法人である社員が持つ
※ 不当に差別的な取扱いをしないなど、一定の要件を満たす場合であって、社員間の合意に基づき、定款に定める場合は、異なる取扱いも可能

事業計画等への意見具申や事業の評価
（社員総会・理事会は意見を尊重）

社会福祉連携推進評議会
（3名以上）
※ 社会福祉連携推進区域の福祉の状況の声を反映できる者を必ず入れる
業務に応じて、福祉サービス利用者団体、経営者団体、学識有識者等から構成

認定・指導監督
所轄庁（都道府県知事、市長（区長）、指定都市の長、厚生労働大臣のいずれか）

【法人運営のポイント】
○ **社会福祉連携推進区域**(業務の実施地域。実施地域の範囲に制約なし。)を定め、**社会福祉連携推進方針**(区域内の連携推進のための方針)を決定・公表
○ **社会福祉連携推進業務**の実施（以下の６業務の中から全部又は一部を選択して実施）
○ 上記以外の業務の実施は、社会福祉連携推進業務の実施に支障のない範囲で実施可（社会福祉事業や同様の事業は実施不可※）※ 地域で必要とされる第二種社会福祉事業等の実施が可能（R.9.4.1～）
○ 社員からの会費、業務委託費等による業務運営（業務を遂行するための寄附の受付も可）
○ 社員である法人の業務に支障が無い範囲で、職員の兼務や設備の兼用可（業務を遂行するための財産の保有も可）

①地域福祉支援業務	②災害時支援業務	③経営支援業務	④貸付業務	⑤人材確保等業務	⑥物資等供給業務
・地域貢献事業の企画・立案 ・地域ニーズ調査の実施 ・事業実施に向けたノウハウ提供　等	・応急物資の備蓄・提供 ・被災施設利用者の移送 ・避難訓練 ・BCP策定支援　等	・経営コンサルティング ・財務状況の分析・助言 ・事務処理代行　等	・社会福祉法人である社員に対する資金の貸付け ※ 地域の福祉サービスの維持を目的に、土地・建物等の貸付けを支援（R.9.4.1～）	・採用・募集の共同実施 ・人事交流の調整 ・研修の共同実施 ・現場実習等の調整　等	・紙おむつやマスク等の物資の一括調達 ・給食の供給　等

会費等の支払・社員総会での議決権行使

業務を通じて個々の社員の経営を支援

【社員として参画できる法人の範囲】 ※ ２以上の法人が参画し、参画する社員の過半数は社会福祉法人であることが必要

社会福祉法人
社会福祉事業を経営する法人
社会福祉を目的とする公益事業を経営する法人
社会福祉事業等に従事する者の養成機関を経営する法人

※ 各法人は、複数の社会福祉連携推進法人に参画することが可能

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1-2「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築（改正法に基づく新たなサービスの枠組み）」 p.51 より抜粋

質の担保

論点⑤　介護事業者の連携強化

論点に対する考え方（検討の方向性）

○　サービス需要の減少する中山間・人口減少地域においては、地域住民のニーズに応じ必要な介護サービスの提供が継続される体制を確保していくため、**地域における連携の推進が重要**であり、特に小規模事業者が多い離島・中山間地域において必要な取組と考えられる。また、将来的に社会福祉連携推進法人に展開することも期待される。

○　当該地域における各サービスの一定期間の継続等にかかる方針について、地域内の事業者連携や残された地域資源、地域住民との協力体制も踏まえ、都道府県、市町村、法人、事業所が協議することが重要と考えられる。

→　中山間・人口減少地域において、都道府県及び市町村と連携しながら、**地域のニーズに応じた事業継続を担う**とともに、**介護事業者間の連携において中心的な役割を果たす法人・介護事業所**に対し、**インセンティブを付与**することが考えられるのではないか。

→　インセンティブの内容としては、例えば、法人間での人材の連携等を前提とした配置基準の弾力化、ICT等テクノロジー導入補助金の補助率引き上げや介護報酬の加算における更なる評価などが考えられるのではないか（※）。

（※）詳細については、今後、上記を前提に、介護給付費分科会等で議論。

【イメージ】

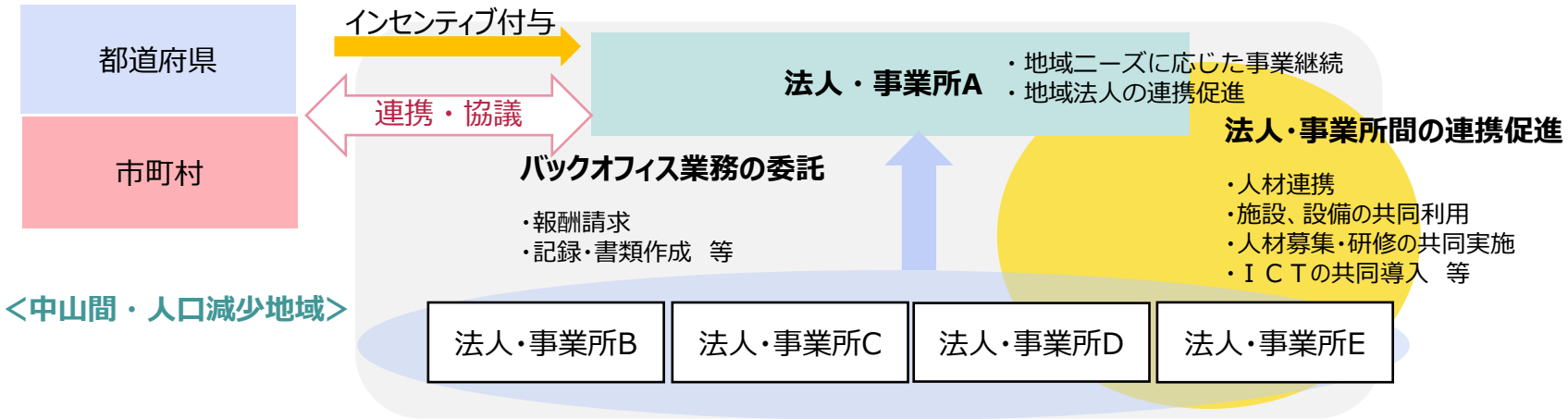

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1-2「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築（改正法に基づく新たなサービスの枠組み）」 p.52 より抜粋